

【ポスター発表】

地域包括ケアシステムにおける在宅生活継続要因

—介護保険住宅改修の観点から—

○ 郡山女子大学 熊田伸子 (会員番号 002649)

キーワード3つ：地域包括ケアシステム、在宅生活、住宅改修

1. 研究目的

地域包括ケアシステムは、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が包括的かつ連続的な形で地域での生活を続けるために必要とされる。その中心にあるのが住まいである。多くの高齢者は医療や介護が必要となっても住み慣れた自宅や地域での生活が継続できるよう望んでいることから、自宅や地域での生活の継続を可能とすることが重要課題である。

現在の高齢者を取り巻く住宅環境は、安心して住み続けることのできる住まいとは言えない。その理由の一つが、住まいとそこに住む高齢者の身体の状態があっていないという点である。日本家屋は、段差、居室の狭さ、和式の生活様式といった点が特徴である。若いうちは足腰を鍛える要素であるが、身体状況が低下した要介護状態では、家の中の自由な移動が困難であり、危険でもある。さらに介護者の負担も大きい。そこで、安心・安全な居住環境を整えるための施策である住宅改修の観点から、在宅生活継続要因を探る。

2. 研究の視点および方法

介護保険制度の基本理念として、要介護者が尊厳を持って自立した生活を営むことのできるサービスの給付、そして介護予防が掲げられている。この理念に高齢者の住まいのあり方が関係してくる。介護保険制度にかかる予算が増大している現在において、在宅生活継続の実現はその縮小という点からも意義あるものとする。

本研究では、高齢者の住まいの実態と住まいに関する意識について、各種調査結果をもとに福祉的観点および建築的観点の両面から考察した。また、先行研究で分析を行った K 市の住宅改修の分析データを参考とした。データは、K 市保健福祉部介護保険課給付係より平成 12 年度から平成 30 年度までの年度ごとの住宅改修費の支給実績を提供していただいた。さらに、同市の特養入所申込理由も参考とした。

尚、本発表は、郡山女子大学紀要第 57 集に投稿した『要介護高齢者の在宅生活継続要因に関する研究—介護保険住宅改修の分析と今後の課題—』を加筆・修正したものである。

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会研究倫理規程および研究ガイドラインを遵守し、研究を遂行した。本研究を実施するにあたり、研究目的を説明し、K 市より匿名の住宅改修データの提供を受けた。先行研究でデータ分析を行った共同研究者には、本発表について同意を得ている。

4. 研究結果

在宅生活の継続を困難とする要因を探るため、日本総合研究所調査報告書により 2018 年度内の特養入所申込書の状況をみると、「認知症等により、入所前の居所での生活が困難

となった」が18.5%を占め、心身状態による在宅生活継続の困難さを理由としている割合が少なくない。また、「高齢者の住まいに関する国際比較」結果からは、日本人の住まいに関する特徴的な考え方が明らかとなっている。①身体機能が低下して、車いすや介助が必要になった場合を想定したとき、現在住んでいる住宅の住みやすさでは、調査実施4か国中日本は最も低く、37.8%にとどまる。②身体機能が低下して、車いすや介助が必要になった場合を想定したとき、自宅に留まりたいか引っ越したいかでは、各国とも「現在のまま自宅に留まりたい」と「改築の上、自宅に留まりたい」を合わせた割合が6割を超えている。しかし、「改築の上、自宅に留まりたい」の割合だけで比較すると、スウェーデン49.2%、アメリカ31.3%、ドイツ30.5%であるのに対し、日本は15.8%にとどまっている。欧米と日本の住宅に関する意識の違いや構造形式の違いなどが影響していると考えられる。

住宅改修のデータ分析からは、①要介護度毎の割合では、要支援1・2、要介護1・2で約80%を占めている。②要介護3・4では、複数の工事種別を実施していると解釈した。

5. 考察

介護保険制度のスタートから20年が経過し、住宅改修を利用する高齢者は一定数いるものの、高齢者が居住する住宅において、一定のバリアフリー化率（2ヵ所以上の手すり設置、又は屋内の段差解消がなされた住宅）は42.4%、高度のバリアフリー化住宅（2ヵ所に加え、廊下幅が車椅子通行可）に居住している世帯の割合は8.8%にとどまる。また、借家の場合は住宅所有者の承諾書が必要になることから、持ち家の半分以下の割合である。

国際調査の結果からは、日本では介護が必要になった場合、自宅に留まりたいという割合が高いにもかかわらず、改築の意向は低いことが明らかとなった。住宅に関しての考え方が、歴史的にみて大きく異なっているのが要因であると考え、この点を検討していくことは、住宅改修を適切に行うためにも重要である。

K市の介護保険における住宅改修の利用実態については、要支援1～要介護2の利用者が大半を占め、要介護3・4の利用数は少ないが、複数の工事種別の実施率が高いことが明らかとなった。しかし、利用実態から18万円という助成金額の上限から工事内容の限界になっていることは課題である。さらに、自治体間で改修費の支給に差があり、この差が高齢者施設への入退所に及ぼす関連性についても明らかにしたい。この点は、施設入所はコスト面からも在宅と比較して大きいことから重要な観点であると考え。

以上のように、住み慣れた自宅や地域での生活が継続できるよう、住まいに関する日本の高齢者の特徴的な思いも考慮し、住宅改修のあり方を検討する必要がある。

参考文献 ・一般財団法人 日本総合研究所（2020）

「特別養護老人ホームの入所申込者の実態把握に関する調査研究」報告書

・総務省（2015）「高齢者の住まいに関する国際比較」

(<https://www8.cao.go.jp/kourei/ishiki/h27/zentai/index.html>)

・国土交通省（2020）住宅経済関連データ「住宅ストックの質」